

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十三年十二月五日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

佃吟三郎外三十九人 住所不明

二 送達すべき書類の名称

一般国道三七五号改築工事（東広島・呉自動車道）（広島県東広島市西条町馬木地内から同市黒瀬町乃美尾字ナマツ原地内まで及び同市黒瀬町檜原字鷹原地内から同市黒瀬町津江字新寺地内まで）に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用する土地の面積（㎡）	備考
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）		
東広島市 黒瀬町 宗近柳国 字呉ヶ谷	九一番三	保安林	山林	四二	四二・五四	四二・五四	別紙実測平面図により 図示する② の部分
	九一番四	保安林	山林	五七九	五七九・五〇	五七九・五〇	別紙実測平面図により 図示する① の部分

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十三年十二月二十六日に、その書類の送達があつたものとみなされます。

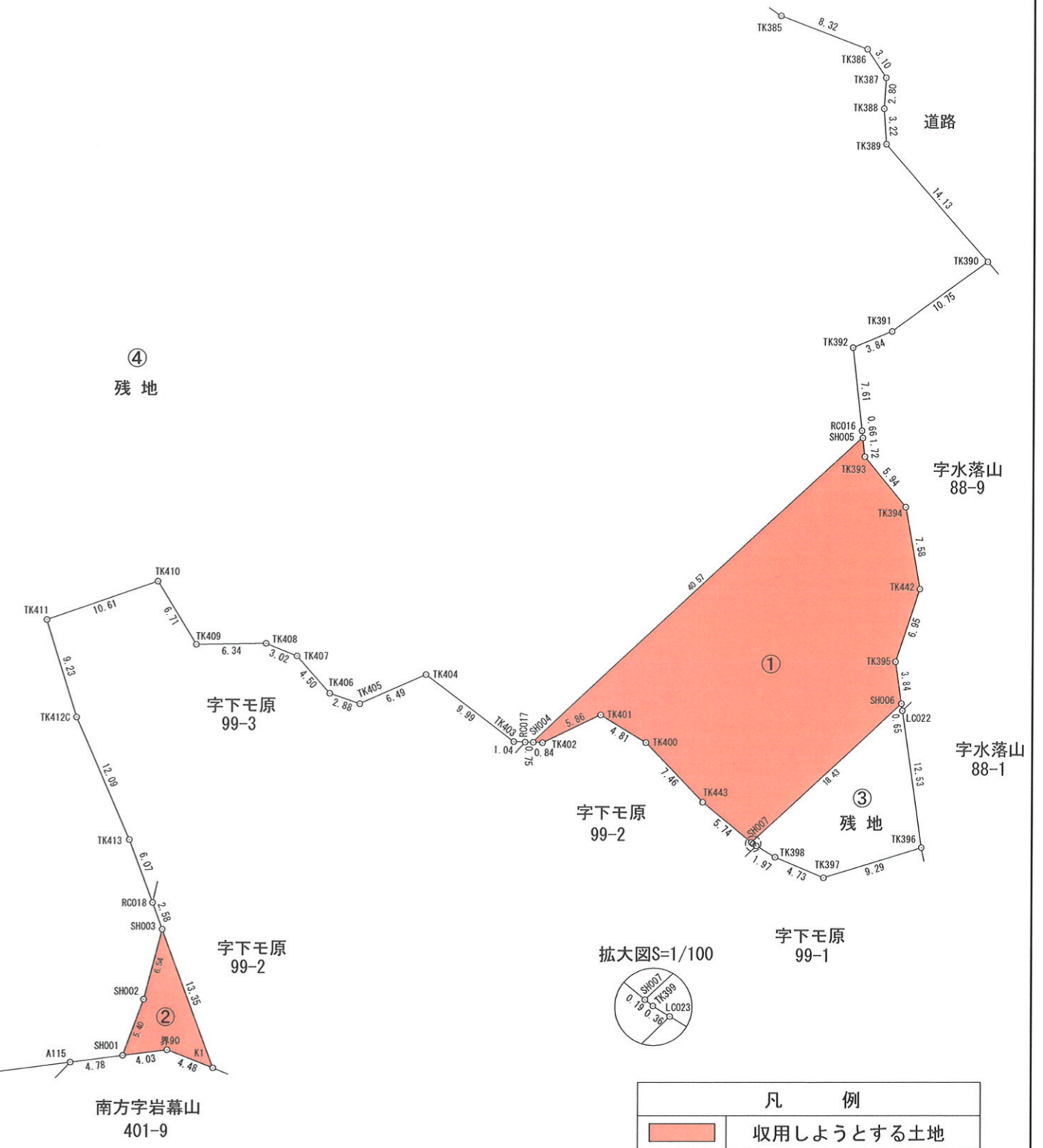
# 実測平面図

広島県東広島市黒瀬町宗近柳国字呉ヶ谷



縮尺 S=1:500

地番 91				
① 収用しようとする土地				
測点	標識	X	Y	辺長
SH004	金属鈹	-182404.120	49579.803	0.84
TK402	金属鈹	-182404.153	49580.644	5.86
TK401	プラスチック杭	-182401.635	49585.933	4.81
TK400	プラスチック杭	-182404.152	49590.030	7.46
TK443	プラスチック杭	-182409.539	49595.188	5.74
SH007	木杭	-182413.187	49599.614	18.43
SH006	金属鈹	-182400.616	49613.098	3.84
TK395	金属鈹	-182396.817	49612.550	6.95
TK442	金属鈹	-182390.223	49614.741	7.58
TK394	金属鈹	-182382.761	49613.425	5.94
TK393	プラスチック杭	-182378.163	49609.666	1.72
SH005	金属鈹	-182376.457	49609.476	40.57
倍面積	1159.014745			
面積	579.5073725			
地積	579.50 m <sup>2</sup>			
② 収用しようとする土地				
測点	標識	X	Y	辺長
SH003	木杭	-182421.014	49546.361	6.54
SH002	木杭	-182427.335	49544.701	5.40
SH001	木杭	-182432.409	49542.841	4.03
界90	コンクリート杭	-182431.897	49546.835	4.48
K1	コンクリート杭	-182433.525	49551.014	13.35
倍面積	85.083555			
面積	42.5417775			
地積	42.54 m <sup>2</sup>			
③ 残地				
測点	標識	X	Y	辺長
SH007	木杭	-182413.187	49599.614	0.19
TK399	プラスチック杭	-182413.305	49599.757	0.36
LCO23	コンクリート杭	-182413.493	49600.063	1.97
TK398	プラスチック杭	-182414.519	49601.740	4.73
TK397	プラスチック杭	-182416.368	49606.091	9.29
TK396	金属鈹	-182413.657	49614.979	12.53
LCO22	金属標	-182401.255	49613.190	0.65
SH006	金属鈹	-182400.616	49613.098	18.43
倍面積	247.246853			
面積	123.6234265			
地積	123.62 m <sup>2</sup>			
公簿面積				
①	579.5073725			
②	42.5417775			
③残地	123.6234265			
総計	745.6725765			
④残地	193353.3274235			
地積	193353.32 m <sup>2</sup>			



凡例	
	収用しようとする土地